

漢方 148 処方と病名マスターについて

漢方 148 処方と病名マスターV5.18（以下「別表」という。）は、平成 20 年 6 月に本学会の保険担当小委員会病名マスター作業班が作成した表を基に、薬価収載されている漢方製剤の効能・効果（別表の「効能・効果から直接考えられる傷病名」と ICD10 対応電子カルテ用標準病名マスター<参考(1)>及び傷病名マスター<参考(2)>に収載されている傷病名との関係を示したものです。病名マスター<参考(1)(2)>の更新にともない、今回これを改定しました。

ここでいう傷病名とは、『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について(平成 14 年 4 月 19 日保医発第 0419001 号)』でいう、「磁気テープ等を用いた請求に関して厚生労働大臣が定める規格及び方式」（平成 3 年 9 月 27 日）別添 3 に規定する傷病名を指し、原則としてレセプトの「傷病名」欄には、これらの傷病名を用いることとされています。なお別表では、医薬品マスター<参考(3)>に基づき、製品名も掲載いたしました。

別表が、漢方保険診療に携わられている各位のご参考になれば幸いです。

【留意事項】

別表は、当学会（保険担当小委員会病名マスター作業班）で検討した「漢方製剤の効能・効果から直接考えられる傷病名」と「傷病名」との関係を一時的にみたものに過ぎません。したがって、本「傷病名」をレセプトの「傷病名」欄に記載することによって当該処方の保険請求が保証されるものではありません。* 1 また決して、本「傷病名」以外の傷病名記載を制限するものでもありません。* 2 レセプト審査は承認の効能・効果等を単に機械的に適用することによって行われるものではなく、審査支払機関（支払基金、国保連合会）の審査委員会（医師等から構成）が、医学的判断も交えて実施するものです。

上記につきまして十分にご理解をいただきますようお願いいたします。

<参考>

(1)ICD10 対応電子カルテ用標準病名マスター（MEDIS-DC）V5.18 令和 8 年 6 月 1 日

(2)傷病名マスター（厚生労働省保険局） 令和 8 年 6 月 1 日

(3)医薬品マスター（厚生労働省保険局） 令和 8 年 6 月 1 日

- * 1 : 例えば、1 加味逍遙散（別表 4 頁）の効能効果には「婦人で」がありますが、傷病名として虚弱（虚弱体質）とあることから、男性の虚弱（虚弱体質）にも問題ないとの印象を与えます。この判断はあくまでも基金・国保の審査委員会の考え方に従う必要があります。
- * 2 : 例えば、1 大建中湯（別表 18 頁）の効能効果は「腹が冷えて痛み、腹部膨満感のあるもの」であるため、傷病名としては「冷え症」「下痢症」「腹痛症」「腹部膨満」の 4 つを記載していますが、これ以外の「イレウス」や「便秘症」などをレセプトに記入しても差し支えありません。ただし、判断はあくまでも基金・国保の審査委員会の考え方に従う必要があります。

令和 8 年 6 月

一般社団法人日本東洋医学会

健康保険担当委員会